

1. 計画の基本目標

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いの人権を尊重しあい、協力して住みよい家庭・地域・職場をつくりながら、ともにまちづくりに参画する社会に他なりません。本計画では、すべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざすとともに、本町のまちづくりの方針である「精華町第6次総合計画」における人権分野の目標である「住民一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合える社会が実現し、いきいきと暮らせるまちづくりが進んでいる」ことを踏まえ、本計画の基本目標を「一人ひとりが互いに認め合い、いきいきと暮らせるまち」とし、『精華町男女共同参画推進条例』第3条に示した9つの基本理念に基づいて、様々な分野で活動している住民、事業者、住民活動団体、教育関係者と相互に連携して、男女共同参画を推進します。

一人ひとりが互いに認め合い、
いきいきと暮らせるまち



2. 施策の柱

本計画は、基本目標の実現に向けて3つの施策の柱のもと、それぞれの取り組みを進めます。

1

一人ひとりを尊重し合う意識づくり

私たちは、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利をもっています。性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識は解消傾向にあるものの、性別・年代別によっては意識差がみられる状況です。

固定的な性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの生き方が尊重される社会を実現するため、情報提供や学習機会を充実させ意識改革に取り組むとともに、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、性の多様性に対する住民の理解の促進や、差別的な扱いの根絶に向けた取り組みを進めます。

また、男女共同参画社会形成にあたって、生涯を通じて心身ともに健康で安心して豊かに暮らせることが重要であり、そのためには、誰もが性別に応じた心身の特性への正しい知識を得て、自ら主体的に心身の健康づくりに取り組めるよう、生涯を通じた健康支援を行います。

2

一人ひとりが活躍できるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野における男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。このため、家庭や職場、地域活動とのバランスのとれた生活を確保する必要があり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められます。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報提供などの充実を通じて働きやすい環境整備を進めるとともに、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態など、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう、就業者側はもちろん、企業・事業者側への情報提供や働きかけを行います。加えて、誰もが地域における様々な活動の担い手として活躍できるように、地域活動への参画を支援します。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮して主体的に参画していくことが求められます。

そのためには、政策・方針決定の場をはじめ、家庭や地域社会において、性別に関係なく参画できる機会の確保が重要です。政策・方針決定過程に女性の参画を促進するとともに、家庭、地域活動においては男女が共に参画し、責任を分かちあえるよう啓発活動や情報提供に努めます。

3

一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

近年、少子高齢化が進行するとともに、地域に暮らす人々のつながりの希薄化や、個々の価値観の変化や多様化により、制度や分野を超えた複合的な課題が生じています。そのため、地域に住む人々が安心して暮らすためには、多様な生活上の困難や複合的な課題を抱える人・世帯の実情に応じ、生活の自立と安定のための支援が必要です。そして、災害などの緊急時における事前の備えも重視されており、防災の取り組みを進めるとともに、その際に性別による必要支援ニーズに応えるため、それぞれの視点に基づいた取り組みを推進します。

また、暴力とは犯罪を含む人権侵害であり、決して許されるものではないという人権意識を形成し、未然に防止を図るとともに、相談窓口の周知や、関係機関と連携した被害者の支援体制の整備・充実に努めます。

3. 行動の指針

男女共同参画の実現は社会全体で取り組むべきものであり、行政が単独で担うものではないため、住民・団体、事業所、行政が互いに連携しあい、「協働」を充実させながら、更にきめ細かく対応を図っていきます。



4. 施策の体系

基本目標 一人ひとりが互いに認め合い、いきいきと暮らせるまち	施策の柱1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり	
	基本方針1 性とジェンダー平等を基本とした教育・学習の推進	
	施策① 人権尊重・男女共同参画に関する啓発・学習機会の提供	
	施策② 性とジェンダー平等に関する教育・学習の充実	
	施策③ 企業・各種団体における意識啓発	
	基本方針2 メディアにおけるあらゆる人の人権を尊重する	
	施策① メディア・リテラシーに関する啓発	
	施策② 広報・出版物における表現の適正化推進	
	基本方針3 生涯を通じた健康を支援する	
	施策① 生涯を通じた健康の保持推進	
	施策② 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	
	基本方針4 住民活動で多様な人材が活躍できるよう支援する	
	施策① 女性の能力開発の機会充実	
	施策② 住民活動への支援充実	
	施策の柱2 一人ひとりが活躍できるまちづくり	
	基本方針5 誰もが働きやすい環境を整備する【女性活躍推進計画】	
	施策① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	
	施策② 農業・商工業における男女共同参画の促進	
	施策③ 女性の再就職・起業、経済的自立への能力開発の機会の充実	
	基本方針6 みんなでまちづくりに取り組む	
施策① 地域自治活動への男女共同参画の促進		
施策② 多文化共生社会の実現		
基本方針7 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる		
施策① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励		
施策② 家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発		
施策③ 家庭生活における男女共同参画の推進		
施策④ 子育て、介護など支援体制の充実		
基本方針8 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する		
施策① 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成		
施策② 委員会、審議会などへの女性の積極登用		
施策の柱3 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり		
基本方針9 誰もが安心して暮らせるまちをつくる【困難女性支援基本計画】		
施策① 様々な困難を抱えた人の人権を守る		
施策② 防災・災害時の男女共同参画の推進		
基本方針10 あらゆる暴力を根絶する【DV防止基本計画】		
施策① DV防止に関する啓発		
施策② 子ども、若年層への予防啓発の推進		
施策③ DV被害者に対する相談などの支援		
施策④ DV被害者の安全確保と自立支援		